



出荷，輸送及び荷受用ラベルのための 一次元シンボル及び二次元シンボル

JIS X 0515 : 2013
(ISO 15394 : 2009)
(JAISA/JSA)

平成 25 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 物流技術専門委員会 構成表		
	氏名	所属
(委員長)	増 井 忠 幸	東京都市大学
(委員)	安 藤 弘 一	株式会社日通総合研究所
	徳 田 雅 人	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
	伊 藤 勝 利	公益社団法人全日本トラック協会
	梅 崎 重 夫	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
	酒 田 義 矢	一般社団法人日本パレット協会 (ユーピーアール株式会社)
	奥 山 正 二	一般社団法人日本産業機械工業会
	小 田 和 裕	日本貨物鉄道株式会社
	酒 井 光 彦	公益社団法人日本包装技術協会
	赤 池 和 彦	一般社団法人日本船主協会 (インターモーダルエンジニアリング株式会社)
	高 瀬 健一郎	社団法人日本産業車両協会
	宮 部 俊 一	一般社団法人日本航空宇宙工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.2.20 改正：平成 25.3.21

官 報 公 示：平成 25.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本自動認識システム協会
(〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-9-5 FK ビル TEL 03-5825-6651)
一般財団法人日本規格協会
(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：物流技術専門委員会 (委員長 増井 忠幸)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 概念	3
4.1 原則	3
4.2 ユニットロード及び輸送パッケージ	3
4.3 固有の輸送単位識別子	3
4.4 ラベルの書式	4
5 データの内容	4
5.1 データの表現方法	4
5.2 データ要素	5
5.3 一次元シンボル中のデータ領域の連結	6
5.4 構造化データファイル	6
6 データキャリア	6
6.1 一次元シンボル	6
6.2 二次元シンボル	8
6.3 可読情報	8
7 ラベルの設計	9
7.1 一般的要件	9
7.2 レイアウト	9
7.3 ラベルの寸法	10
7.4 テキストのサイズ	11
7.5 素材	12
8 ラベルの配置	12
8.1 一般的要件	12
8.2 パレタイズド貨物	13
8.3 輸送パッケージ	13
8.4 その他の輸送単位	13
附属書 A (規定) マキシコードの使用手順	14
附属書 B (規定) PDF417 の使用手順	17
附属書 C (参考) この規格に適合する適用指針又は業界標準を作成するときの考慮事項	26
附属書 D (参考) 複数のシンボル体系及び形式によって生じるシステムへの影響	28
附属書 E (参考) ラベルの例	32
附属書 F (参考) ラベルの貼付位置	42

	ページ
附属書 G（規定）荷物仕分け及び追跡における QR コード使用のための手順	44
附属書 H（規定）出荷及び荷受アプリケーションで QR コードを用いるための手順	46
参考文献	51
解 説	52

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本自動認識システム協会（JAISA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 0515:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

出荷，輸送及び荷受用ラベルのための 一次元シンボル及び二次元シンボル

Packaging—Bar code and two-dimensional symbols for shipping, transport and receiving labels

序文

この規格は，2009 年に第 2 版として発行された **ISO 15394** を基に，技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお，この規格で点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格にはない参考事項である。

1 適用範囲

この規格は，次に示す仕様について規定する。

- a) 受渡当事者間でデータを伝えるために，輸送単位に貼付する一次元シンボル及び二次元シンボルを含むラベルを設計するときの，最小限の必要事項。
- b) 固有の輸送単位識別子（ライセンスプレート）による輸送単位の貨物追跡可能な手段。
- c) 一次元シンボル，二次元シンボル又は目視可能形式で表示するデータのラベル上の書式の指針。
- d) バーコードシンボル体系の選択に関する特定な推奨の提供，バーコード密度のクラス及び品質要件の指定。
- e) ラベル貼付位置，サイズ，自由記述文及び任意な特有図形の挿入についての推奨事項。
- f) ラベル素材の選択に関するガイドライン。

この規格は，段ボール表面へのダイレクトプリントには適用しない。

注記 1 段ボール表面へのダイレクトプリントに関するガイダンスは，“The Fiber Box Handbook”（参考文献参照）のようなテキストに見られる。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を，次に示す。

ISO 15394:2009, Packaging—Bar code and two-dimensional symbols for shipping, transport and receiving labels (IDT)

なお，対応の程度を表す記号“IDT”は，**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき，“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は，この規格に引用されることによって，この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで，西暦年を付記してあるものは，記載の年の版を適用し，その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS X 0500-1 自動認識及びデータ取得技術—用語—第 1 部：一般